

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成 12 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 5 の部(1)の項のただし書並びにア及びイを削り、同部(2)の項中「第 18 条第 1 4 項」を「第 1 8 条第 1 6 項」に改め、同部(3)の項中「第 1 8 条第 1 8 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に、「第 1 8 条第 1 4 項」を「第 1 8 条第 1 6 項」に改め、同部(4)の項中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 1 9 項」に改め、同部(6)の項中「第 1 8 条第 1 4 項」を「第 1 8 条第 1 6 項」に改める。

別表の第 9 の部(9)の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。